

岐阜県公報

目 次

告 示

岐阜県防災行政無線通信取扱規程の一部改正

(危機管理政策課)

ページ
一

号外 (十) 平成二十七年 四月 一日

告 示

岐阜県告示第二百三十七号

岐阜県防災行政無線通信取扱規程(平成七年岐阜県告示第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

第八条第一項中「防災課長」を「危機管理部危機管理政策課長」に改める。

第九条第一項第一号中「防災課」を「危機管理部危機管理政策課」に改め、同項第二号中「振興局長(振興局に置かれる事務所の長を含む。)」を「県事務所長」に改める。

第三十三条中「振興局(振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。)」を「県事務所」に改める。

別表一六の表端末地球局の部LASCOCM岐阜県岐阜スーパーバード可搬地球V八の項、LASCOCM岐阜県岐阜スーパーバード可搬地球V二九の項、LASCOCM岐阜県岐阜スーパーバード可搬地球V三一の項、LASCOCM岐阜県岐阜スーパーバード可搬地球V一六の項、LASCOCM岐阜県岐阜スーパーバード可搬地球V二二五の項、LASCOCM岐阜県岐阜スーパーバード可搬地球V四四の項及びLASCOCM岐阜県岐阜スーパーバード可搬地球V四五の項を削る。

別表二一の表振興局一斉の項を次のように改める。

県事務所一斉

各県事務所

別表二一の表農業改良普及センター一斉の項を次のように改める。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たら
るときは翌日)

平成二十七年四月一日

